

492 高等試験に関する閣令及び省令

〔『法学新報』 第28卷 4 (318) 号 大正7年4月1日〕

- 高等試験に関する閣令及省令 内閣にては高等試験令細則を閣令第一号を以て又文部省にては高等試験令第七条及第八条に関する件等を省令第三号を以て左の如く定め去る二月二十八日公布せり
- 高等試験令施行細則

第一条 高等試験ヲ受ケムトスル者ハ受験願書ニ履歴書及高

等試験令第七条又ハ第八条ノ規定ニ該当スル者ナルコトヲ

証スル書類ヲ添ヘ高等試験委員長ニ提出スヘシ

受験ノ出願ハ予備試験ヲ受クル者ニ在リテハ毎年七月一日ヨリ二十五日迄ニ、其ノ他ノ者ニ在リテハ毎年六月一日ヨリ同月二十五日迄ニ之ヲ為スヘシ

第二条 受験願書ニハ本試験ノ分科及選択科目ヲ記載スヘシ

第三条 予備試験又ハ外交科試験ヲ受クル者ニ在リテハ受験願書ニ其ノ受験セムトスル外国语ノ種類ヲ記載スヘシ

第四条 高等試験令第十六条ノ規定ニ依リ筆記試験ノ免除ヲ受クル者ハ受験願書ニ前年筆記試験ニ合格シタル旨ヲ記載スヘシ

一ノ科ノ本試験ニ合格シタル者ニシテ他ノ科ノ本試験ヲ受ケムトスルモノハ受験願書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

第五条 受験手数料ハ収入印紙ヲ用ヰ受験願書ニ貼附スヘシ  
受験手数料ハ試験ヲ受ケサルコトアルモ之ヲ還付セス

第六条 受験願書及添付書類ハ之ヲ還付セス但シ証書又ハ証明書ハ請求ニ因リ之ヲ還付ス

第七条 受験者試験当日開試ノ時間迄ニ出席セス又ハ試験半途ニテ休止シタルトキハ其ノ試験ヲ受クルコトヲ得ス

第八条 受験者ハ試験委員長ノ告示其ノ他試験委員ノ指示ヲ遵守スヘシ

遵守スヘシ

第九条 高等試験ノ合格者ノ氏名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス

第十一条 高等試験ニ關シ本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項

ハ高等試験委員長之ヲ定ム

## 附 則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

○高等試験令第七条及第八条ニ関スル件

第一条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ高等試験令第七条ニ依リ普通教育ニ關シ中学校卒業者ト同等以上ノ学歴ヲ有スル者トス

一 専門学校入学者検定規程第三条ニ依リ一般ノ専門学校入学ニ關スル試験検定ニ合格シタル者

二 専門学校入学者検定規程第八条第一号ニ依リ一般ノ専門学校入学ニ關シ無試験検定ヲ受クル資格ヲ有スル者

三 普通教育ニ關スル試験ヲ受ケ中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル専門学校ニ入学シタル者

四 中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル官立学校ニ入学シタル者

第二条 左ノ学校ハ高等試験令第八条ニ依リ高等学校大学予科ト同等以上ト認ム

一 官立学校及公立、私立専門学校ノ予科ニシテ中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トシ修業年限三年以上ノモ

ノ

二 学習院高等学科

一 中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル官立及公立ノ学校但シ東京美術学校、東京音楽学校及修業年限三年ニ満タサルモノヲ除ク

四 中学校卒業以上ノ学力ヲ以テ入学程度トスル修業年限

二年以上ノ予科ヲ有スル私立専門学校本科ニシテ文部大

臣ノ認定ヲ受ケタルモノ

五 主トシテ普通教育ニ関スル学科目ヲ授クル私立専門学

校ニシテ特ニ文部大臣ノ指定シタルモノ

第三条 高等試験令第七条ノ試験ハ文部大臣ノ指定スル官立

及公立ノ中学校ニ於テ毎年一回之ヲ行フ

前項ノ中学校及試験ノ期日ハ文部大臣予メ官報ヲ以テ之ヲ

告示ス

第四条 試験ヲ受ケムトスルモノハ試験願書（甲号書式）ニ

履歴書（乙号書式）及写真（手札形トシテ出願前六箇月以内ニ脱帽ニテ撮影シタルモノニシテ裏面ニ撮影年月日、族籍、氏名ヲ記載スヘシ）ヲ添へ毎年三月一日ヨリ三月三十

一日マテノ間ニ試験ヲ受ケムトスル中学校ニ差出スヘシ

第五条 試験ヲ受ケムトスルモノハ手数料トシテ五円ヲ納付

スヘシ

前項ノ手数料ハ収入印紙ヲ用ヰ之ヲ試験願書ニ貼附スヘシ

其ノ既ニ納メタル後ハ何等ノ事情アルモ之ヲ還付セス

第六条 学校長ハ試験ニ合格シタル者ニ合格証書（丙号書式）

ヲ付与スヘシ

第七条 試験ニ關シ不正ノ行為アリタル者ニ対シテハ其ノ試験ヲ停止ス試験合格決定後発覺シタルトキハ其ノ合格ヲ無効トス

第八条 試験ヲ了リタルトキハ學校長ハ其ノ顛末ヲ文部大臣ニ報告スヘシ

## 附 則

本令ハ大正七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス（書式省略）

○試験施行ノ学校及期日

本年度ニ於テ高等試験令第七条ノ試験ヲ施行スル中学校及其ノ期日左ノ如シ

一 試験ヲ施行スル中学校

東京高等師範学校附属中学校

一 試験期日

大正七年四月十日（水曜日）ヨリ大正七年四月二十九日

（月曜日）マテ

試験時間割、試験場其他試験ニ関スル心得ハ試験期日前当該学校ニ就キ之ヲ承合スヘシ